

○ 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第二条の二第五号の規定に基づき定款の変更の認可を要しない事項として金融庁長官が定める件（平成十四年金融庁告示第五十八号）

改正案	現行
<p>中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）<u>第二条の二第十号</u>の規定に基づき、定款の変更の認可を要しない事項として金融庁長官が定める事項を次のように定める。</p> <p>一 法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理</p> <p>二 事務所の所在地の名称の変更</p>	<p>中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）<u>第二条の二第五号</u>の規定に基づき、定款の変更の認可を要しない事項として金融庁長官が定める事項を次のように定める。</p> <p>一 法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理</p> <p>二 事務所の所在地の名称の変更</p>